

放射線除染等業務委託代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領（福島市）

（概要）

第1条 この要領は、福島第一原子力発電所事故に起因する放射線除染業務の円滑な履行を図るべく中小建設業者等への資金供給の円滑化及び下請保護を目的として、放射線除染等業務委託契約（以下、「契約」という。）に基づく放射線除染等業務委託代金債権を、業務委託契約書契約条項（以下、「契約条項」という。）第3条第1項ただし書きの規定により、中小建設業者等を対象とした資金の貸付事業を行っている中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。以下、「組合」という。）に対し、担保として譲渡すること（以下、「債権譲渡」という。）を承諾する場合の取扱について定めるものである。

（定義）

第2条 この要領に定める放射線除染等業務委託とは次に掲げる業務をいう。

- （1）放射線除染業務委託
- （2）前号に関連する業務委託で福島市が認めるもの

（対象業務委託）

第3条 債権譲渡を承諾する対象となる放射線除染等業務委託（以下、「業務委託」という。）は委託代金の額が1000万円以上の業務委託で、契約条項第21条の前金払（以下「前金払」という。）が行われたものとする。ただし、次の業務委託は除くものとする。

- （1）契約条項第20条の部分引渡しによる業務委託料の支払い（以下、「部分払」という。）が行われた業務委託（ただし、第2号アについては、最終会計年度の業務委託に係る部分払が行われたもの）
- （2）次の業務委託を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等委託期間が複数年度に亘る業務委託
 - ア 債務負担行為の最終会計年度の業務委託であって、かつ、年度内に終了が見込まれる業務委託
 - イ 前年度から繰り越された業務委託であって、かつ、年度内に終了が見込まれる業務委託
- （3）福島市低入札価格調査実施要領（平成20年3月6日施行）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した業務委託
- （4）履行保証を付したもののうち、福島市が役務保証を必要とする業務委託及び連帯保証人を付した業務委託
- （5）その他受注者の履行する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適當な事由がある業務委託

（譲渡対象となる債権の範囲）

第4条 譲渡対象となる債権の範囲は、業務委託が完成した場合において、契約条項第18条の検査に合格し、引き渡しを受けた履行完了部分に相応する委託代金額から既受領額及び契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、契約が解除された場合においては、契約条項30条第2項の既履行部分の検査に合格し、引き渡しを受けた既履行部分に相応する委託代金額から既受領額及び契約により発生する発注者の請求権に基づく金額（債権譲渡対象以外で、契約の解除に伴う違約金等を含む。）を控除した額とする。

2 契約変更により委託代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書（様式1）、債権譲渡契約証書（様式2）及び債権譲渡通知書（様式3）の委託代金額、債権譲渡額は変更後のものとする。なお、組合と受注者の間の債権譲渡契約において、委託代金額に増減が生じた場合には、遅滞なく受注者が組合に変更後の契約書の写しを提出して通知することとする。

（債権譲渡承諾の手続き）

第5条 受注者が組合に債権譲渡をしようとするときは、組合と連署にて契約権者に次の書類により申請するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式1） 2通
- (2) 債権譲渡契約証書（様式2）（モデル） 1通
- (3) 業務委託履行報告書（様式4） 1通
- (4) 発行日から3カ月以内の受注者及び組合の印鑑証明書 各1通
- (5) 保証人の承諾書（債権譲渡につき、保証人等の承諾が必要とされる場合のみ）

2 前項の申請をすることができるのは、当該業務委託の出来高（第3条第2号アについては、最終会計年度の業務委託に係る出来高）が2分の1に到達したと認められる日以降当該契約の履行期限の2週間前までとする。

3 第1項の申請を行うときは、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 債権譲渡の目的が、組合から融資を受けるためのものであり、債権の譲渡先が組合であること
- (2) 当該債権が、第三者による差押等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと
- (3) 当該債権が、すでに譲渡されていないこと

4 債権譲渡承諾依頼書の提出があったときは、契約権者は第3条及び前2項の要件を確認の上、確定日付を付した債権譲渡承諾書（様式1）により承諾するものとする。

5 契約権者は、前号の規定による承諾を行ったときは、債権譲渡整理簿（様式6）により債権譲渡の申請及び承諾の状況を管理するものとする。

（下請保護）

第6条 受注者は組合から融資を受ける際に、当該業務委託に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画（支払状況・支

払計画書（様式5）を組合に提出することとする。

- 2 債権譲渡契約証書は、下請負人等の債権の保護を図る内容を含むものとする。なお、受注者の倒産時等の下請保護に関しては、受注者及び組合が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないものとする。

（債権譲渡の通知）

第7条 受注者及び組合は、第5条第4項の承諾を受け債権譲渡契約書を締結した場合は、速やかに連署にて、契約権者に、債権譲渡通知書（様式3）に債権譲渡契約証書（様式2）の写しを添えて提出するものとする。

- 2 前項のほか、契約に変更が生じた場合は、受注者は、遅滞なく組合に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（被担保債権）

第8条 債権譲渡は、将来受注者と組合の間で締結する金銭消費貸借契約（契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて組合が受注者に対して取得する債権（以下、「組合の貸付債権」という。）を担保するものであって、組合が受注者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

- 2 受注者が、福島市との契約を完全に履行し、組合が福島市から譲渡債権全額を受領した場合は、組合は、組合の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに受注者に返還することとする。

（債権譲渡額の請求）

第9条 債権譲渡を受けた組合は、確定した債権譲渡額の請求に当たっては、次の書類を提出するものとする。

- (1) 請求書 1通
 - (2) 債権譲渡承諾書（様式1）の写し1通（組合の原本証明を付したもの）
 - (3) 発行日から3カ月以内の受注者及び組合の印鑑証明書 各1通
 - (4) 債権譲渡契約証書（様式2）の写し1通（組合の原本証明を付したもの）
- 2 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び譲渡を受けた組合は前金払及び部分払を請求することはできないものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成25年9月1日から施行する。

（一部改正）

- 2 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

（失効）

- 3 この要領は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。